

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	認可地縁団体の認可要件の緩和	都道府県	三重県
提案主体名	名張市	提案事項管理番号	1002010

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第 260 条の2
制度の現状	<p>認可地縁団体は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するために市町村長の認可を受け、目的の範囲内で権利を有し、義務を負うこととなる地縁による団体を指しており、認可は次の4条件に該当するものについて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。 ②その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 ③その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 ④規約を定めていること。

求める措置の具体的内容
<p>市が、地方自治法に定める「地縁による団体」の認可を行う場合には、その目的が不動産保有等に限られることと、構成員は住所を有することなどが認可要件となっているが、市が条例(例:「名張市地域づくり組織条例」)で定めた場合には、認可要件にかかわらず「認可地縁団体」として認可が可能とする。</p> <p>また、付随して、条例で定めた組織については、「地縁による団体」の認可申請時の要件となっている構成員名簿の添付を免除する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>名張市では、地域組織や市民活動団体をはじめ多様な主体が対等な関係のもと、まちづくり活動への参画と連携により、みんなで支えあう社会「新しい公」の推進を図っている。</p> <p>このうち地域組織は、基礎的コミュニティ(自治会や区)を包括した概ね小学校区を単位とする市内15の地域組織を、「名張市地域づくり組織条例」に基づく「地域づくり組織」として位置付けている。</p> <p>この「地域づくり組織」は、行政との協働による地域主権・市民主権の社会を目指した地域づくり活動として、ライフサポート事業やコミュニティバスの運営など地域のコミュニティ事業などの取組みも行っている。</p> <p>しかし、組織の役員や代表者にとっては、銀行口座の開設や契約締結に際し個人名義でしかできないため、個人責任が大きくなっていることや、新たなコミュニティ事業の展開、地域づくり活動の活性化を図るためにも社会的信用を高める必要があるなどのことから、「地域づくり組織」の法人格取得が急務となっている。</p> <p>法人格取得の方法には、一般社団法人やNPO法人による取得方法があるが、「地域づくり組織」の性格から、地域の全住民を構成員にする必要があることや、不動産を保有しないまちづくり活動が主目的であることなどから、法人化の方法としては、地方自治法に定める「地縁による団体」の認可要件が緩和されれば、前述の課題が解決できるのではないかと考えている。</p> <p>なお、認可する対象団体の範囲を無制限に広めないために、市が地域の実情に沿った所要の要件等を条例(例:「名張市地域づくり組織条例」)により定めた場合にのみ「認可地縁団体」として認可が可能とする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C(一部D)	措置の内容	一
認可地縁団体は、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であるが、区域に住所を有しない者についても認可地縁団体に対し様々な支援を行う関係から賛助会員としての位置づけ等をし、団体の活動に参加することは可能であり、また地域活動を行っている団体との連携を図ることが可能である。 なお、一般社団法人やNPO法人などの資格について所管省庁に問われたい。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請								
右提案者からの意見及び補足資料を踏まえ、「不動産又は不動産に関する権利等を保有するための目的」について明確に回答されたい。								
合わせて、回答にあたっては、「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」において検討を行うべきとされた、コミュニティ組織等における新たな法人制度の検討の方向性についても示されたい。								
提案主体からの意見								
地域コミュニティを法人化するには地方自治法 260 条の 2「不動産又は不動産に関する権利等を保有するための目的」についても条件緩和が必要と考えます。この点についてもご回答をお願いします。								
「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」でも、法人化等の新たな制度設計の方向性が示されているように、当市の住民自治力の強化には、自治会、区等地縁団体を基本とした「地域づくり組織」の早急な法人化が求められています。一般社団法人やNPO 法人化の検討も行いましたが、いずれも地域コミュニティが経済活動を行うことを前提とした法人でないなど、現行法制度では、地方自治法に基づく地縁法人化がふさわしいと考えています。								
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C(一部D)	「措置の内容」の見直し	一				
地方自治法第260条の2に規定される市町村長から認可をうけた地縁による団体に対し、法人格を付与する目的は、団体の保有する不動産等の団体名義での登記を可能にし、財産保有上の制約を除くことにある。すなわち、不動産をもたずに組織された自治会に市町村長が認可し、法人格を付与することは目的に合致せず、認められない。								
また、「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」に記述されている新たな法人制度の検討の方向性については、現時点では未定であるが、引き続き検討してまいりたい。								

○再々検討要請

再々検討要請				
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの再意見				
「財産保有上の制約を除くことを目的に創設された制度であり、不動産又は不動産に関する権利等を保有するための目的がない場合に、法人格を付与することは、認められない」という回答であるが、コミュニティビジネスなども盛んになるなか、本市では、コミュニティバスの運行などにおいて動産（車両）の登録が必要となっている現状がある。今後、こうした動産による財産保有上の制約も考えられるが、認可要件の「不動産又は不動産に関する権利等の保有」について、「地域的な共同活動に資する資産であって、登録を要する資産」と解釈することはできないか。				

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として 指定し、国の出先機関の権限を移譲する制度の創設	都道府県	静岡県
提案主体名	静岡県	提案事項管理番号	1007010

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法 (第 252 条の 19(指定都市の権能)と同様の制度を、道府県を対象にした規定として新設)
制度の現状	<p>◇地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) (指定都市の権能)</p> <p>第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 児童福祉に関する事務 二 民生委員に関する事務 三 身体障害者の福祉に関する事務 四 生活保護に関する事務 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務 五の二 社会福祉事業に関する事務 五の三 知的障害者の福祉に関する事務 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務 六の二 老人福祉に関する事務 七 母子保健に関する事務 八 障害者の自立支援に関する事務 九 食品衛生に関する事務 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務 十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務 十二 結核の予防に関する事務 十三 都市計画に関する事務 十四 土地区画整理事業に関する事務 十五 屋外広告物の規制に関する事務 <p>② 指定都市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、各大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。</p>

求める措置の具体的内容

地方自治法の改正

- ・指定都市制度と同様に、一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の出先機関の権限の移譲を受けることにより、県域を一体とした地域経済対策などを一元的に進め、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。
- ・道州制導入に至るまでの過渡的な仕組みとして「政令県」制度を活用しながら、地域ブロック単位で国の出先機関権限の受け皿づくりを進める。

具体的事業の実施内容・提案理由

- ・国の出先機関の事務を従来の道府県の事務と一体的に執行することで、地域経済対策、人材育成、雇用対策の分野で効率的かつ県民ニーズに対応したサービスの提供を行う。
- ・国の出先機関改革に当たり、広域連合など事務権限の受入体制のない地域については、「政令県」を中心に地域ブロックを形成し、事務権限をブロック内各県に財源とセットで移譲する。「政令県」は、移譲事務のうち県内完結事務を執行し、広域的対応が必要な事務権限は国出先機関に事務委託をする。「政令県」以外の県は、移譲された事務権限を国出先機関又は「政令県」に事務委託する。

【提案理由】

- ・内政全般にわたる国と地方の役割分担を適正化し、国は国家として果たすべき役割に専念し、地域に関する行政運営は、地方公共団体が、自己決定・自己責任の原則の下、広く担っていくことが求められる。
- ・国の出先機関改革は、将来の道州制を視野に入れ、国の出先機関の人材・ノウハウを地域のために今以上に活かす視点が必要である。道州制に向けて地域の現状は様々であることから、それぞれの地域が政令県や広域連合など国の出先機関の受け皿を選択し、道州制移行のステップとすることが求められる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
地域主権戦略大綱(平成 22 年6月 22 日閣議決定)において、国の出先機関改革については、原則廃止を前提として、事務・権限の地方移譲については、地方の発意による選択的実施による柔軟な取組を可能とする仕組みの構築することや、都道府県や市町村の単位を前提とするもののみならず、広域性を有する事務・権限の地方移譲を推進することなどを検討していくこととされている。				
また、同大綱では、自治体間連携について、市町村や都道府県相互の自発的な連携や広域連合等の具体的な取組を前提とした連携形成に対する支援や広域連合などにより広域自治体が自主的に連携した場合の国からの事務・事業の移譲等について検討を進めていくこととされているところである。				
このように、貴県の提案にもある国の出先機関改革に伴う地方公共団体への権限移譲のあり方については、上記の方針に沿って政府としての所要の検討が進められていくものと承知しており、総務省としても、地方自治制度を所管する立場から、必要に応じてこの検討に対処していく所存である。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	公職選挙法における「地方公共団体の長の任期の起算の特例(法第 259 条の 2)の不適用	都道府県	神奈川県
提案主体名	鎌倉市	提案事項管理番号	1013010

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第 259 条、第 259 条の 2
制度の現状	<p>地方公共団体の長の任期は、選挙の日から起算する。但し、任期満了に因る選挙が地方公共団体の長の任期満了の日前に行われた場合において、前任の長が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了日の翌日から、選挙の期日後に前任の長が欠けたときはその欠けた日の翌日から、それぞれ起算する。(公職選挙法第 259 条)</p> <p>地方公共団体の長の職の退職を申し出た者が当該退職の申立てがあったことにより告示された地方公共団体の長の選挙において当選人となったときは、その者の任期については、当該退職の申立て及び当該退職の申立てがあったことにより告示された選挙がなかったものとみなす。(公職選挙法第 259 条の 2)</p>

求める措置の具体的内容
平成 21 年 10 月 25 日に執行された鎌倉市長選挙において当選した市長が、平成 25 年度に施行される鎌倉市議会議員選挙の選挙期日に併せて退職し、市議会議員選挙と同日で市長選挙を執行した場合、公職選挙法第 259 条の 2 で規定されている「地方公共団体の長の任期の起算の特例」を適用せず、任期の起算日を選挙の日とする。
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>現在、鎌倉市では市議会議員選挙の任期が 5 月 14 日、市長選挙の任期が 10 月 31 日となっており、両選挙が半年ほどずれて執行されている。</p> <p>次回選挙は平成 25 年度に執行される予定であるが、現職市長が市議会議員選挙の執行にあわせ退職し、市議会議員選挙と市長選挙を同日で行なうこととした場合において、退職を申し立てた者が、当該申立てによって執行される市長選挙に当選したとき、その者の任期は、退職前の任期を引き継ぐこととされている(公職選挙法第 259 条の 2)。</p> <p>平成 25 年度における現職市長の退職は、今後執行される市長選挙を市議会議員選挙と同日で行えるようにすることのみを目的としたものであり、退職の申立てにより執行される選挙に退職した市長が立候補し、当選した場合、法 259 条の 2 の規定により、それが妨げられることとなる。このことから、平成 25 年度執行の市長選に限り、法 259 条の 2 を適用しないことしたい。</p> <p>提案理由</p> <p>鎌倉市では、市長選は市議選との比較において、5 から 10 ポイントほど投票率が低い傾向にある。</p> <p>全国初の特例措置により、市長選と市議選を同日で執行することで、市民の選挙・市政への関心が高まる。さらに、投票に係る市民の利便性が向上することから、市長選及び市議選の投票率の向上が期待でき、市民の意向をより一層市政に反映できる。</p> <p>また、当該選挙及び以後の市長選・市議選に係る選挙管理費の節減にもつながるものと考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
長の職にある者が、自己の選挙を有利に導くために、法定の任期間忠実に職責を履行せず、選挙に都合のよい時に退職しようとするふれを防ぐため、公職選挙法第 259 条の 2 において、退職者が当選した場合の任期の起算の特例が設けられており、市長選挙と市議会議員選挙とを同日で行えるようにすることのみを目的として同条の規定の適用を除外するこ				

とは、同条の趣旨を没却するものであり、困難であると考えられる。

なお、市長選挙が退職の申立て以外の事由により行われるものであれば、当該特例は適用されないものである。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案者からの意見及び補足資料の内容を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの意見

現職市長は、先の市長選挙時のマニフェストにおいて、次回の市長選挙と市議会議員選挙を、同日で執行することを公約として掲げています。

その目的は、地方選挙における投票率の向上と選挙管理経費の縮減であり、「選挙を有利に導く」ことを意図したものではなく、また、4月執行の市議会議員選挙と同日で市長選挙を執行するため、「市長選挙を半年前倒し」するとしており、「選挙に都合の良い時」を恣意的に選ぼうとするものではありません。

以上のことから、今回の提案は法第 256 条の 2 の趣旨を没却するものではないと思料しており、再考をいただきたく、お願い申し上げます。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

I

制度の考え方については、既にお示ししているとおりであるが、公職選挙法第 259 条の 2 は、長の職にある者が法定の任期間忠実に職責を履行することを目的とした制度であるところ、ご提案にあるように同条の規定の適用を除外することは、同条の趣旨を没却するものであり、困難であると考えられる。

○再々検討要請

再々検討要請

右提案者からの意見及び補足資料の内容を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

法第 259 条の 2 は、「住民の信を問う」ために自発的に退職した者の「立候補の権利」と「退職前の残任期間」を保証することを目的としたものであり、必ずしも「法定任期を忠実に履行する」ことを求めたものではないと理解しています。

今回の提案の目的は、あくまでも、地方選挙の投票率の向上と選挙執行管理経費の縮減です。もちろん、退職した市長が立候補しなければ目的は達成されますが、これは市政を志す者の立候補の途を閉ざすことにはなりません。

制度乱用の予防措置は必要となります、地方自治体が享受できるメリットに鑑み、再考をお願いするものです。

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「商標権の登録出願手続」の知的財産管理技能士資格を有する行政書士への開放	都道府県	香川県
提案主体名	個人	提案事項管理番号	1015010

制度の所管・関係府省庁	総務省 経済産業省
該当法令等	行政書士法第1条の2
制度の現状	<p>◇行政書士法(昭和二十六年法律第四号) (業務)</p> <p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p>

求める措置の具体的な内容
知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行えるようにする。
具体的な事業の実施内容・提案理由
<p>行政書士は行政手続の専門家であり、建設業や風俗営業の許可申請など、日常的に難易度の高い行政手続を行っている。行政書士試験科目に建設業法や風俗営業法などの個別の行政法は出題されていないが、行政書士試験に合格すれば難易度の高い行政手続を行える素養・能力が担保されている。商標登録出願は難易度が高くなない行政手続である。一般人に対して、商標登録出願と建設業や風俗営業許可申請などの実証実験をすれば、多くの一般人は後者が難易度が高いとの評価をするであろう。行政書士試験に商標法が出題されていないが、行政書士には商標登録出願を行う素養・能力がある。知的財産管理技能検定の試験科目に商標権利化(意見書、補正書、不服審判等を含む。)があり、知的財産管理技能士資格を有する行政書士には「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行う能力が担保されている。知的財産管理技能士資格を有する行政書士に対し、「商標権の登録出願手続」の実証実験をすれば能力担保が実証される。</p> <p>知的財産管理技能士資格を有する行政書士に対し、更なる能力担保措置が必要というのならば、特許庁主催の研修を義務付ければよい。</p> <p>知的財産管理技能検定は職業能力開発促進法第44条の規定により実施されており、安定性が保証されている。</p> <p>登録出願手続の開放により、企業の利便性が向上し、弁理士過疎の弊害が緩和される。開放と弁理士過疎対策は密接な関係にある。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	一	措置の内容	一
行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することを行政書士の業として定めているが、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、				

業務を行うことができないとしている。当該提案の実現については弁理士法に関わるところであり、弁理士法に基づき判断されるべきものである。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請

再々検討要請			
提案主体からの再意見			

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」の明確化	都道府県	香川県
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省
該当法令等	行政書士法第1条の3第2号
制度の現状	<p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 略 二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。 三 略

求める措置の具体的内容
行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」を行えることを、有権解釈その他の方法で明確化する。
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」により、行政書士は代理人として内容証明郵便作成業務を行えるようになり、付随して送付業務も行えると解釈できる。2003年成立の改正弁護士法72条により、各士業法(行政書士法、司法書士法、弁理士法、税理士法)との調整が行われた。ところが、行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」は弁護士法72条違反だという者がいる。行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」を明確化することにより、国民が安心して行政書士を活用できるようになり国民の利便性が向上する。</p> <p>なお、行政書士には行政書士試験(民法等法令科目が出題)により能力担保がなされており、行政書士法や行政書士倫理等により倫理に関する担保もなされている。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	一	措置の内容	一
行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することを行政書士の業として定めているが、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができないとしている。当該提案の実現については弁護士法に関わるところであり、弁護士法に基づき判断されるべきものである。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請
提案主体からの意見

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し	—
-------------	-------------	---	-------------	---

○再々検討要請

再々検討要請
提案主体からの再意見

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」の明確化	都道府県	香川県
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省
該当法令等	行政書士法第1条の3第2号
制度の現状	<p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 略 二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。 三 略

求める措置の具体的な内容
行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」を、行政書士法に「行政書士は契約の締結の代理若しくは媒介を行い、若しくはこれらに関する相談に応じることを業とすることができる。」と規定する。
具体的な事業の実施内容・提案理由

2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」について、行政書士法を所管する総務省の有権解釈として、「直接契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行い得るとの意味を含むものであると解される。」(総務省行政課二瓶博昭「行政書士法の一部改正について」地方自治 646号 92頁・2001年)とある。

国民が安心して行政書士に「紛争性のない契約締結代理業務」を依頼できるよう、行政書士法に「紛争性のない契約締結代理業務」を規定すべきである。

法務省が総務省の有権解釈を否定することは越権行為である。

「紛争性のない契約締結代理業務」には交渉能力(交渉に関する知識・技術)が必要であるが、仮に「紛争性のない契約締結代理業務」が弁護士法第72条の規制対象で、弁護士独占業務とすると、司法試験科目に交渉学ではなく、弁護士には交渉能力の担保措置がなされていないので、弁護士独占業務は極めて不合理である。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	一	措置の内容	一
行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することを行政書士の業として定めているが、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができないとしている。当該提案の実現については弁護士法に関わるところであり、弁護士法に基づき判断されるべきものである。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

提案主体からの意見

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

—

「措置の内容」の見直し

—

○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	障害者雇用促進のための自治体随意契約理由の緩和		
提案主体名	株式会社世田谷サービス公社		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	【地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 2 項】 【地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項】
制度の現状	<p>◇地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) (契約の締結)</p> <p>第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。</p> <p>2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。</p> <p>3~6 (略)</p> <p>◇地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) (随意契約)</p> <p>第一百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>二 不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項 に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十一項 に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項 に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項 に規定する生活介護、同条第十四項 に規定する就労移行支援又は同条第十五項 に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条 に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項 の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項 に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項 に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項 に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項 に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項 に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。</p> <p>四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。</p> <p>五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>六 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p>

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2~4 (略)

求める措置の具体的な内容

自治体政策目的による随意契約の要件に、法定雇用障害者数以上の障害者雇用を複数年次にわたり継続して達成している一般事業主が行う事業でその事業に使用される者が一定数以上の障害者であるものに業務を委託する契約を加えるよう緩和する。

具体的な事業の実施内容・提案理由

障害者雇用に積極的に取り組む一般事業主への自治体発注を容易にすることにより、障害者の雇用安定を図り、地域における障害者の自立促進を目指します。

具体的には、自治体が、前年度を含む当該自治体が定める期間において継続して障害者雇用調整金又は報奨金の支給を受ける一般事業主を契約の相手方にしようとする場合であって、その契約内容が、当該一般事業主が雇用する一定数(又は割合)以上の身体障害者又は知的障害者である労働者が業務に従事することにより履行される業務委託であるときは、当該契約を随意契約によることができるとする。

提案理由:

障害者福祉に関する自治体随意契約については、障害者支援施設から役務の提供を受ける契約などについては、すでに、政策目的随意契約として認められているところですが(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)、これ以外は、他の随意契約要件のいずれかに該当しない限り認められておりません。

本提案を実現することで、障害者雇用に実績のある一般事業主に対する自治体の業務委託発注が容易になることが期待され、これにより一般事業主における障害者雇用の取り組みが促進されることが期待でき、もって、地域における障害者の雇用安定と自立促進に寄与できるものと考えます。

代替措置:

他の自治体政策目的随意契約と同様に、法令の定めるところにより、契約手続を普通地方公共団体の規則で定めることを条件として、適正な随意契約制度の確保が図られると考える。

なお、詳細は別紙「提案主体の補足資料」で申し述べます。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	一
地方公共団体の契約の方式は、機会均等、競争性、公正性、透明性及び経済性を最も担保することができる一般競争入札を原則としているところであり、競争入札によることよりも随意契約によることの方が経済的かつ合理的に契約の内容を達成できると客観的に認められるような場合に限り、随意契約が認められているところ。				
ご提案いただいた随意契約事由は、営利法人が随意契約の相手方となることを認めるものであり、経済性の観点から地方公共団体にとって客観的に有利とは認められないことから、これを随意契約事由とすることは認められない。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案者からの意見及び補足資料の内容を踏まえ、再度検討し回答されたい。

なお、回答にあたっては、自治令第167条の2第1項第3号及び第4号において、契約の相手方として営利法人を想定しているものがあることから、「営利法人」であることを理由に「随意契約事由とすることは認められない」という回答では不十分であることに留意されたい。

提案主体からの意見

・本提案の実現を阻む事由は、新たな随意契約理由の相手方に営利法人を含むという一事であると理解してよろしいでしょうか。営利法人を除外していない現行制度との、とりわけ自治令第167条の2第1項第3号及び第4号との制度相違点をご教示ください。

・事業主の営利法人格の問題のほかに、障害者雇用促進を目的とする政策目的随意契約の実現を阻む事由があるのでしょうか。

・本提案は、障害者雇用の実績を評価して随意契約理由にしようとするのですが、この趣旨を、総合評価一般競争入札制度において実現することは可能でしょうか。

(詳細は、補足資料で申し述べます。)

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	一
・地方公共団体の契約の方式については、機会均等、競争性、公正性、透明性及び経済性を最も担保することができる一般競争入札を原則としている。例外として随意契約が許容されているのは、客観的かつ総合的に勘案して地方公共団体にとって有利になると認められるような場合に限定されている。				
・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に掲げる者を随意契約の相手方とすることができるとされた理由は次のとおりである。				
(第3号関係)				
・法令に基づき障害者等の福祉の増進を図ることを目的として設置・運営されている団体の活動の結果である生産物等を調達することは地方公共団体にとって経済的な観点から有利であることは明らかであること				
・契約の相手方は、障害者自立支援法等の規定上明確に限定されている上に、契約を締結する際の手続きについて普通地方公共団体の規則で定めることとしており、公正性及び透明性を確保できること				
(第4号関係)				
・他に類のないものを新商品として生産する場合であるため、他の事業者と競合しないことは明らかであること				
・契約の相手方は、総務省令で定める手続きにより長が認定したものと明確に限定されている上に、契約を締結する際の手続きについて普通地方公共団体の規則で定めることとしており、公正性及び透明性を確保できること				
・この点、ご提案の内容については、競争性、公正性、透明性及び経済性を担保することについて、これらと同等のものとは考えられないことから、随意契約事由とすることは認められない。				
・なお、総合評価方式は、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、最も評価の高い者を落札者として決定する方法である。その評価項目等の設定については、契約の性質に応じて設定がなされるべきものであり、障害者雇用の実績について評価項目とすることについては、個々の契約の内容に応じて判断されるべきものである。				

○再々検討要請

再々検討要請
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。
提案主体からの再意見
政策目的実現のための随意契約については、対象となる契約が制限的に定められていますが、より制限的でない他の要件に変更する余地があると考えます。
弊社では、公の施設の管理業務を中心に障害者73人（全従業員の約1割）が就労しております。こうした就労を公共調達で後押しするには、低価格一辺倒に陥りがちな契約方式では実現困難です。
この提案は、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（閣議決定）第2の3の(1)にある『国及び地方公共団体における物品、役務等の調達に関する…障害者就労施設等に対する発注拡大』の一つになると考えております。障害者雇用を後押しする公共調達の検討をお願いします。

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420080	プロジェクト名	データセンター集積プロジェクト
要望事項 (事項名)	コンテナ型データセンターの消防法に関する規制の緩和	都道府県	青森県
提案主体名	青森県	提案事項管理番号	1021030

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	消防法第17条第1項
制度の現状	<p>消防用設備等(消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備等をいう。以下同じ。)については、防火対象物※の規模、構造、用途に応じて、設置、維持しなければならない。</p> <p>※ 防火対象物とは、山林又は舟車、船きょ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものをいう。</p>

求める措置の具体的内容
特区地域内に立地するコンテナ型データセンターに限っては、消防設備は自主設置扱いとする。
具体的な事業の実施内容・提案理由
<p>コンテナ型データセンターは、コスト抑えられることが大きな優位性となっており、海外企業を中心に採用されている。</p> <p>これを国内に設置する場合は、消防法上の「防火対象物」に該当し、消防設備等の設置が義務づけられ、これによりコストが増大してしまい、データセンター立地の大きな障害となる。</p> <p>よって、コンテナ型データセンターについては、手続きを簡素化して自主設置扱いとすれば、コンテナ型データセンターの立地促進・集積を実現できると考えられる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	一
コンテナが隨時かつ任意に移動できない状態にあり、建築物として扱われる場合には、消防法上の防火対象物となり、防火対象物の規模、構造等に応じ、消防用設備等を設置しなければならない(例えば、一般の事務所等の場合、延べ面積300m ² 以上で消火器具の設置が必要など)。				
ただし、消防用設備等の設置単位は棟ごとを原則としているため、いわゆるコンテナ型データセンターについて、各コンテナが構造的に独立しており、かつ、その床面積が30m ² 程度である場合には、消防用設備等の設置対象に該当しないことが一般的であると考えられる。				
なお、複数のコンテナがダクトを用いて配線接続されているような場合であっても、各コンテナが構造的に独立しているのであれば、消防用設備等の設置単位はコンテナごとになることが一般的であると考えられる。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
消防用設備等の設置単位は棟ごとを原則とする基準を示されたい。				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	B-1	「措置の内容」の見直し	IV

建築物である防火対象物の消防用設備等の設置単位は、特段の規定のない限り、敷地単位でなく、棟単位であることは、「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日付け消防安第26号)により既に示している。

消防法規制の対象となる「防火対象物」とは、消防法第2条第2項において、「山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物」とされており、建築物は工作物の代表例としていることから、建築物以外の工作物の消防用設備等の設置単位についても上記通知の考え方を踏まえ、消防機関において個別に判断されているところである。

これらを踏まえ、コンテナ型データセンターに係る当該取扱いについて運用の指針を明確化し、消防機関等について周知徹底を図ることとする。

○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	認可地縁団体の通常総会の解釈の緩和	都道府県	鳥取県
提案主体名	南部町	提案事項管理番号	1027010

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第 260 条の 13
制度の現状	認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならないとされている。

求める措置の具体的な内容
地縁団体に係る地方自治法第 260 条の 13、構成員の通常総会についての解釈の拡大
具体的な事業の実施内容・提案理由
現在、新たな公共の担い手として、NPO 法人、地縁団体及びその他の団体の活動が注目されている。本町では、高齢化の進行に伴い、特に山間部では限界集落と言われる集落も出てきている。そのため、集落が新たな公共の担い手になりにくい状況である。そこで、平成 19 年度に町内を 7 地区に分け、住民自身が地域の自治を担う地域振興協議会を、議会の議決を経て条例を制定し設立した。同協議会では防災や福祉、産業、環境、コミュニティなど幅広い分野で、住民自らが地域課題の解決に取り組み成果を上げるとともに、住民の自治意識も高まっているところである。
設立から 3 年が経過した 7 つの地域振興協議会においては、近年、地縁団体として法人格を取得する機運が高まっている。この背景には、法人格を取得することで、土地・建物などを協議会で保有し、更なる活動の充実を目指す目的がある。具体的には、所有権が放棄された空き家を取得しデイサービスや子育て広場、農村体験を通じた交流・宿泊施設等に活用する計画があるためである。
そこで、本町においては地域振興協議会を町長の告示により地縁団体として認可し法人格を付与し、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っていきたい。その場合、2,000 人規模の構成員で総会を開催することは困難であるため、地縁団体の最高決議機関である総会を、協議会を構成する集落の代表である評議員からなる評議会に替えることが出来るよう、地縁団体に係る地方自治法第 260 条の 13、構成員の通常総会についての解釈の拡大を提案する。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	一
当該認可地縁団体の規約等において実務上の執行に関する事項等を役員会に委ねることなど、総会開催の負担を軽減することが可能であると考えられる。また、書面表決も可能であると解されている。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請
右提案者からの意見を踏まえ、地方自治法 260 条の 13 に規定される通常総会の開催を代表者による役員会に代替することができるか。また、すべての決議を役員会に委ねることができるか、再度検討し回答されたい。
合わせて、すべてを委ねることができないとするならば、役員会に委ねることができるとされた事項等について、その理由とともに具体的に示されたい。
提案主体からの意見

回答いただいた内容を踏まえたうえで、「全ての案件において代表者による表決を可能とする」ということを認めていただけないかというものです。提案理由に記載した本町の地域振興協議会の取り組みをご理解いただき、是非ご検討いただきたいと思います。また、今回、回答いただきました「実務上の執行に関する事項等を役員会に委ねること」について、委ねることが出来る内容(項目)についても併せてご教示いただければ幸いです。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C(一部 D)	「措置の内容」の見直し	一
-------------	-------------	------------	-------------	---

認可地縁団体の制度は、自治会、町内会を想定して創設されたものであり、地方自治法第260条の16により地縁団体の事務は規約をもって代表者その他の役員に委任したもの除くほか、全て総会の議決によるものとされている。総会は当該団体においての最高意思決定機関であり、役員会等の機関によって代替することはできず、本来あらゆる決定は総会で決定されるべきものである。

しかし、保有財産の処理や団体の解散議決等、当該団体の本質的な部分を左右する事項を除き、構成員の利害にさほど影響ない事項までをも総会で決めることは非効率であることから、総会での同意を前提に、軽微な予算の執行等の実務上の執行など一定の事項を役員会を設け当該事項の執行を役員に委任することは可能である。

なお、一定の事項を役員会を設け当該事項の執行を役員に委任する場合には、その旨を規約に明記しておくことが必要となる。

○再々検討要請

再々検討要請

右提案者からの意見及び補足資料の内容を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

再検討要請に対する回答では、「総会は、役員会等の機関によって代替することはできず、本来あらゆる決定は総会で決定されるべきもの」ということであったが、本町の地域振興協議会における「評議会」は、規約にも規定するように、各集落住民の民意を反映する責務を担う評議員(各集落の代表)で構成され、総会と同等の機能を持つものといえる。

こうした点をご理解いただき、地縁団体の認可の取扱いについて、本町の地域振興協議会における評議会をもって総会(通常総会含む)を開催したこととできるとともに、全ての決議を評議会に委ねることができる旨の特例を認めていただきたく、再度検討をお願いする。

※詳細は、「補足資料」に記載。

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	コンテナ型データセンターに係る建築基準法及び消 防法の緩和	都道府県	茨城県
提案主体名	茨城県	提案事項管理番号	1029010

制度の所管・関係府省庁	総務省 国土交通省
該当法令等	消防法第17条第1項
制度の現状	<p>消防用設備等(消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備等をいう。以下同じ。)については、防火対象物※の規模、構造、用途に応じて、設置、維持しなければならない。</p> <p>※ 防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものをいう。</p>

求める措置の具体的な内容
コンテナ型データセンターの迅速かつ柔軟な事業展開を促すため、下記事項を要望する。
①コンテナ型データセンターを建築物扱いしない ②①が建築物扱いとなる場合、コンテナ型データセンター設置にあたっての建築確認申請を免除若しくは簡素化する ③コンテナ型データセンターの火災警報や消火装置の設置を不要とする
具体的な実施内容・提案理由
<p>【実施内容】</p> <p>①コンテナ型データセンターを建築物扱いしない ②①が建築物扱いとなる場合、コンテナ型データセンター設置にあたっての建築確認申請を免除若しくは簡素化する ③コンテナ型データセンターの火災警報や消火装置の設置を不要とする</p> <p>【提案理由】</p> <p>我が国産業の国際的な競争力維持のためには、クラウドコンピューティングの進展等に対応できる、より大型でコストメリットがあるデータセンターの国内立地が必要である。</p> <p>しかし、移設・増設が容易なため近年注目されているコンテナ型データセンターを設置する場合、わが国の現行制度ではコンテナが建築物と見なされるため建築確認申請や消防用施設の設置義務が課され、迅速な設置を妨げている。</p> <p>茨城県は電力移出県であり、安価で安定した電力を供給できること、首都圏に近接し交通アクセスも優れていること、活断層がない安定した地盤の上に企業の多様なニーズに適合する安価な業務用地が数多く存在するなど、国内有数のデータセンター適地といえ、法の趣旨に添った安全確認ができる一定の要件を満たす用地への立地については、上述の規制等を見直すことにより、データセンターの効率的な集積が図られる。</p> <p>【代替措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ型データセンターは、常時遠隔監視されていること(メンテナンス時を除き人が近づかないこと) ・設置場所は強固な地盤の上に整然と整備され、周辺を緩衝帯で囲った用地であること

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	一
コンテナが隨時かつ任意に移動できない状態にあり、建築物として扱われる場合には、消防法上の防火対象物となり、防火対象物の規模、構造等に応じ、消防用設備等を設置しなければならない(例えば、一般の事務所等の場合、延べ面積300				

m²以上で消火器具の設置が必要など)。

ただし、消防用設備等の設置単位は棟ごとを原則としているため、いわゆるコンテナ型データセンターについて、各コンテナが構造的に独立しており、かつ、その床面積が30m²程度である場合には、消防用設備等の設置対象に該当しないことが一般的であると考えられる。

なお、複数のコンテナがダクトを用いて配線接続されているような場合であっても、各コンテナが構造的に独立しているのであれば、消防用設備等の設置単位はコンテナごとになることが一般的であると考えられる。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

消防用設備等の設置単位は棟ごとを原則とする基準を示されたい。

提案主体からの意見

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

B-1

「措置の内容」の見直し

IV

建築物である防火対象物の消防用設備等の設置単位は、特段の規定のない限り、敷地単位でなく、棟単位であることは、「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日付け消防安第26号)により既に示している。

消防法規制の対象となる「防火対象物」とは、消防法第2条第2項において、「山林又は舟車、船きょ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物」とされており、建築物は工作物の代表例としていることから、建築物以外の工作物の消防用設備等の設置単位についても上記通知の考え方を踏まえ、消防機関において個別に判断されているところである。

これらを踏まえ、コンテナ型データセンターに係る当該取扱いについて運用の指針を明確化し、消防機関等について周知徹底を図ることとする。

○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	セルフ式スタンドにおいて給油可能となる条件の明確化	都道府県	埼玉県
提案主体名	個人	提案事項管理番号	1043010

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	危険物の規制に関する政令第17条第5項 危険物の規制に関する規則第28条の2の4
制度の現状	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(セルフ式ガソリンスタンド)は、顧客に自ら自動車又は原動機付自転車に給油させることができる施設とする。

求める措置の具体的な内容
現在セルフ式ガソリンスタンドでは、車両以外への給油は認められていないが、なぜ認められないのか判断基準が明確に示されていない。そこで、給油が可能となる判断基準を明確化する。
具体的な事業の実施内容・提案理由
これまで、セルフ式スタンドにおいて、車両以外、例えば水上バイクについても給油することが可能となるよう、給油が可能となる判断基準について明確化していただけるよう提案をさせていただきましたが、論点がかみ合わず、納得する回答を得られていないのが現状です。
そこで今一度、誰もがわかるように、セルフ式スタンドにおいて、顧客自ら給油することが可能となる基準を明確化するよう提案いたします。
また、次に掲げるものをトレーラーに搭載し、セルフ式スタンドで給油が可能か否かについてもご回答ください。なお、回答にあたっては、それぞれ回答いただき、なぜそのような判断となったのかについても併せてご回答ください。
①農工作機械②発電機③芝刈り機④ナンバー無モトクロスバイク⑤ナンバー有モトクロスバイク⑥ポケットバイク⑦水上バイク

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	一
構造改革特区(第16次)提案の際に既に回答したとおり、セルフ式ガソリンスタンドにおいて、自動車又は原動機付自転車以外への給油が可能となる判断基準は、現在認められている車両への給油と比較して、その行為自体が、同等以上の安全性を有していると認められる場合である。具体的には、(ア)セルフ式ガソリンスタンドにおいて、車両への給油を想定して設けられているセルフ式ガソリンスタンド側の安全対策が、車両以外の機器へ給油する場合にも有効に機能すること。(イ)給油を受ける側に起因する火災危険性が車両の場合と比較して増大しないことが確認される必要がある。				
また、セルフ式ガソリンスタンドにおいて、提案理由にあるトレーラーに搭載した状態での水上バイク等への顧客自らが行う給油については、上記判断基準を満足しない限り認められない。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請
右提案者の意見を踏まえ、現状セルフ式スタンドでの給油が認められない乗り物等について、給油を可能にするためにクリアすべき要件とその実施主体を示すとともに、セルフ式ガソリンスタンドにおける①～⑦をトレーラーに搭載した状態での給

油の可否とその理由を明示されたい。

提案主体からの意見

私が求めていた回答を頂けませんでしたので、意見申し上げます。

私が求めていた基準の明確化とは、給油ができる、できないではなく、どのような判断基準、データに基づいて給油が可能になっているかの基準を明確化することです。

つまり、安全対策が有効に機能することの基準、火災の危険性が増大しない具体的な数値をお示しいただきたいのです。

また、併せて回答をお願いした①～⑦をトレーラーに搭載した場合の給油の可否、そして給油が認められない場合の理由をまだ回答いただいておりませんので、その回答もお示しください。

よろしくお願ひいたします。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	一
-------------	-------------	---	-------------	---

水上バイクへの給油が可能となる判断基準として示した(ア)、(イ)について、具体的には次の事項がある。

(ア)セルフ式ガソリンスタンドにおいて、自動車への給油を想定して設けられているセルフ式ガソリンスタンド側の安全対策が、自動車以外の機器へ給油する場合にも有効に機能することについて

a 納入ノズルに手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えている場合

(a) 納入ノズルが自動車の燃料タンクの給油口から脱落した場合に自動的に停止する装置

(b) 可燃性蒸気回収装置

(c) 納入ノズルに設けられている納入ノズルの満量停止装置

(d) 危険物が噴出した場合の飛散防止措置以上の安全対策が、自動車の給油口とは形態が異なる水上バイクの給油口への給油の場合にも、有効に機能すること。

b 納入ノズルに手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えていない場合

(a) 納入ノズルの満量停止装置

(b) 危険物が噴出した場合の飛散防止措置以上の安全対策が、自動車の給油口とは形態が異なる水上バイクの給油口への給油の場合にも、有効に機能すること。

(イ)給油を受ける側に起因する火災危険性が自動車の場合と比較して増大しないことについて

(a) 納入中に給油口から可燃性蒸気が放出された場合に、当該蒸気が滞留しない状態となっていること。

(b) 納入中において、静電気が帯電しない、又は有効に静電気を取り除くことができる等により、静電気火花による火災危険性がないこと。

セルフ式ガソリンスタンドにおいて水上バイクへの給油を可能とするためには、上記の判断基準について、現在認められている自動車への給油の際の火災発生及び拡大危険性と比較して同等以上の安全性を有していることについて消防庁が検証し、消防法令改正(省令改正)が必要である。しかし、消防庁で一部の水上バイクについて試験的に確認したところ、水上バイクのボディがガラス繊維強化プラスチック(絶縁体)で造られており、トレーラーに搭載した水上バイクは静電気が発生しやすいことが判明したため、現状では認められない。

①から⑦をトレーラーに搭載した状態での給油は、トレーラーに搭載した状態が明確でないため、今回の情報だけでは判断することはできないが、通常行われる自動車への給油の場合と比較して、上記(ア)、(イ)を満足することが検証できれば、消防法令改正(省令改正が必要)を行うことで可能となる。

○再々検討要請

再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

消防庁によって確認が行われたということですが、安全性等について検討をするのであれば、回答は「F」とし、特区制度の中できちんと検証してくださるようお願いいたします。今回の回答のままでは、具体的な検討内容、何が問題であったかの詳

細がわかりません。特区として検証して、提案者へその結果を開示してください。また、確認となります。今回の回答ではト
レーラーに搭載したいくつかのものについて全てセルフスタンドでは給油が認められないということでしたが、間違いはないの
でしょうか。間違いない場合は、これらにセルフスタンドで給油できないということを全てのセルフスタンドで理解しているという
ことで間違いないでしょうか。

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420120	プロジェクト名	見附市 SmartWellnessCity 構築プロジェクト	
要望事項 (事項名)	防災基盤整備事業における消防団配備の小型動力ポンプ積載車の全国標準艤装仕様の標準化		都道府県	新潟県
提案主体名	見附市		提案事項管理番号	1047090

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	平成 22 年度地方債同意等基準(平成 22 年総務省告示第 133 号) 平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱
制度の現状	消防防災施設の整備に関する事業で、当該事業が実施される都道府県又は市町村の地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業のなかで、消防団に配備する消防ポンプ自動車の購入について起債(防災対策事業債)を充当することができる。 (購入する消防ポンプ自動車の仕様については指定していない。)

求める措置の具体的内容
消防団による初期消火活動の機動性の向上を図るため、総務省消防庁防災基盤整備事業(初期消火資機材)において整備を図る消防団配備の小型動力ポンプ積載車の全国標準艤装仕様を標準化する。
具体的な事業の実施内容・提案理由
【実施内容】 総務省消防庁防災基盤整備事業(初期消火資機材)において整備を図る消防団配備の小型動力ポンプ積載車の全国標準艤装仕様を標準化する。
【提案理由】 消防団による初期消火活動の機動性の向上を図るため、総務省消防庁の防災基盤整備事業により、その適合品と道路運送車両法等の安全基準適合品をもって小型動力ポンプ積載車の更新・増強配備をすすめているが、車両の艤装等にあっては地域の特性などに応じて、フルオーダー或いはイージーオーダーによる受注生産方式となっている。一般既成車両と比較すると作製に時間を要し配備までの期間が長くなっている、その価格も非常に高額なものとなり厳しい財政状況の中で更新・増強配備が遅延している。市町村の単独一般財源で整備を図るものを見き、総務省消防庁の防災基盤整備事業により配備を図る車両の艤装等にあっては、全国標準艤装仕様の標準化モデルを示すことにより、メーカー側においても低価格・短期間での供給が図られる。また、大規模災害時における応援出動においても全国的な艤装仕様であるならば、災害現場における使用取扱説明も簡易化できるとともに、相互に活用ができる、即応力が向上する。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	一
			消防団に配備される小型動力ポンプ積載車の艤装・仕様については、国が一律に基準を定めるのではなく、各市町村が気候、地勢、水利等の地域条件等を踏まえ、自ら判断されるべきものと考えているところ。	
			今後、艤装仕様の全国標準化へのニーズが高まるようであれば実態を踏まえた上で検討を行いたい。	

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請
提案主体からの意見

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	一
-------------	-------------	---	-------------	---

○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420130	プロジェクト名	見附市 SmartWellnessCity 構築プロジェクト	
要望事項 (事項名)	固定資産税に係る家屋評価における、m ² 単価方式の早期導入	都道府県	新潟県	
提案主体名	見附市			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方税法第388条、403条 固定資産評価基準(昭和39年1月28日自治省告示第3号)第2章第2節二及び三
制度の現状	<p>地方税法では、固定資産税における固定資産の価格決定については、総務大臣が定める固定資産評価基準によって市町村長が行うものとされている。</p> <p>家屋の価格決定に当たっての評価は、再建築価格方式によるものとし、固定資産評価基準は、新增分家屋の再建築費評点数の算出方法を「部分別による再建築費評点数の算出方法」及び「比準による再建築費評点数の算出方法」として規定している。</p>

求める措置の具体的内容
地方税法に定める固定資産評価基準について、木造専用住宅の家屋調査においては、現行の再建築価格でなくm ² 単価方式を導入する。
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>【実施内容】</p> <p>固定資産(木造専用住宅)の家屋評価においてm²単価方式を導入する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在採用されている再建築費価格方式は、評価者に建築構法や建築資材に関する一定の知識が必要とされ、再建築費評点数の算出課程においては家屋の構成資材や施工量を個々に把握して積算する必要があり、その業務量に値する効果が問われているところである。</p> <p>これまで数次にわたり開催されている財団法人資産評価システム研究センターの「家屋に関する調査研究委員会」の報告では、簡素化、客観性、公平性等いくつかの条件を付した上で「m²単価方式」が最も妥当な方式として選択されており、さらに具体化に向けて調査研究が進められているところである。</p> <p>当市の家屋調査の大半を占める木造専用住宅の多くは、評価基準上ほぼ同様の資材・構法により建築されていることから、従来の方式を簡素合理化した「m²単価方式」の導入は適しているものと考えられ、導入により、家屋調査事務の合理化だけでなく、調査時に立ち会いを要求される家屋所有者の負担軽減(調査時間の短縮)も期待できることから早期導入を望むものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	III
固定資産評価基準には、「比準による再建築費評点数の算出方法」が規定されており、当該規定に基づき、市内に所在する木造家屋を構造、程度、規模等の別に区分して設定した標準木造家屋のm ² 当たり単価を用いて家屋評価を行うことは、貴市においても現状既に可能である。また、その実施によって、提案理由にある家屋調査事務の合理化及び家屋所有者の負担軽減(調査時間の短縮)を図ることは十分に可能であると考えている。				
なお、総務省においても、現在m ² 単価方式について研究しているところであるが、具体的な基準家屋等は、基本的に全国一律に同一のものを設定することが望ましいと考えている。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し III

○再々検討要請

再々検討要請			
提案主体からの再意見			

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420140	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様な自治体版の制度創設	都道府県	佐賀県
提案主体名	佐賀県	提案事項管理番号	1048080

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	
制度の現状	

求める措置の具体的な内容
次の事項について、透明性・公開性を確保した公正な手続きのもとで行うための制度を創設する。
【交流派遣】
民間企業等に派遣された地方公務員が、派遣期間中、地方公務員の身分を保有しながら、民間企業等から給与をもらうことができるようとする。
【交流採用】
地方公共団体に、期間を定めて採用される民間企業等の社員が、不利益を被ることなく、公務員の身分を持って公務に従事できるようにする。
【人事委員会の関与】
人事交流に関して人事委員会が関与する範囲は、各地方公共団体が、状況に応じて定めるものとする。
具体的な実施内容・提案理由
社会情勢がめまぐるしく変化している現代において、民間企業が持つ市場ニーズの把握手法やブランド戦略、効率的な経営手法等を活かすとともに、民間企業から見た行政規制等の課題を把握すること等により、地域の実状に応じた行政経営を効果的かつ機動的に行っていくことが必要である。
(提案実現の支障となっている制約)
【交流派遣】
民間企業等からの要請に基づき、地方公務員を派遣する場合、地方公務員法第35条(職務に専念する義務)及び第38条(営利企業等の従事制限)が適用されるため、派遣先の民間企業等で業務に従事する地方公務員は、民間企業等から給料を受け取ることができない。
【交流採用】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 任期付職員として採用される者は、地方公務員法が適用されることから、企業を離職しなければならない。 ・ そのため、雇用保険が通算されないこととなり、任期満了後に元の企業に復職し、その後失業した場合はリスクが増大すること、また、派遣元の企業の退職金を通算するためには、派遣元企業の社内規則等を変更しなければならぬことなど、採用される者に不利益が生じる。 ・ そのような不利益が生じる任期付職員制度での採用は、民間企業の協力が得られにくい。
(具体的な実施内容)
【人事委員会の関与】
民間企業等との公募手続きや交流派遣される職員に関する派遣先企業との取決めの締結は、各任命権者で行うこととし、人事委員会には、交流基準の策定等、人事交流の適正な実施を確保するための最小限の事務を処理することとするなど、各地方公共団体の状況に応じて、人事委員会が関与する範囲は、条例等で定めることとする。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	I
<p>ご提案は、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、国の官民交流法という。)と同様な自治体版の制度創設のことであり、具体的には、①地方公共団体から民間企業へ地方公務員が派遣される場合、その派遣期間中、地方公務員の身分を保有しながら、民間企業等から給与をもらうことができるようになるとすること、②地方公共団体に、期間を定めて採用される民間企業等の社員が、不利益を被ることなく、公務員の身分を持って公務に従事できるようになるとすること、③人事交流に関して人事委員会が関与する範囲は、各地方公共団体が、状況に応じて定めるものとすること、の3点である。</p> <p>地方公共団体における官民交流の在り方については、国の官民交流法のような一律の制度を設けずとも、現行制度((1)任期付任用の活用、(2)研修派遣の活用)を各地方公共団体の創意工夫により活用することで十分に対応できると考えるところ、それぞれの点について、以下のとおりお答えする。</p> <p>①について</p> <p>国の官民交流法において、国から民間企業に派遣される場合、派遣先企業との間で労働契約を結ぶことから、給与は派遣先企業から支給されるが、この場合、派遣先企業において従事することが出来る業務は限定される。</p> <p>一方、地方公共団体において研修派遣を活用する場合、公務として派遣されることから給与は派遣元の地方公共団体から支給されることとなるが、当該派遣職員が民間企業において研修するために従事する業務に制約はない。</p> <p>貴県からのご提案の趣旨が、民間企業の効率的な経営手法を行政経営に取り入れることにあると理解されるところ、人事管理の実情が多種多様である地方公共団体においては、研修派遣を活用していただき、より柔軟な派遣を実施していただくべきではないかと考える。</p> <p>②について</p> <p>国の官民交流法第20条は、民間から国に採用された交流採用職員について、交流元企業に対する処分等に関する事務をその職務とする官職その他の交流元企業と密接な関係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けてはならないことを規定している。これは、民間企業を退職して交流採用された者及び雇用関係を継続したまま交流採用された者双方への制約である。</p> <p>したがって、官民交流法第2条第4項第2号に掲げる者である交流採用職員(以下「雇用継続交流採用職員」という。)と同等の類型を設けると仮定すると、国と同様に従事する事の出来る職の制限をすることになるものと考えられる。</p> <p>一方、任期付任用を活用する場合、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(以下、「任期付法」という。)の定める要件を満たす職であれば、特段の制約は無い。</p> <p>貴県からのご提案の趣旨が、民間企業の効率的な経営手法を行政経営に取り入れることにあると理解されるところ、人事管理の実情が多種多様である地方公共団体においては、任期付法を活用いただき、創意工夫を活かした任用を実施していくべきではないかと考える。</p> <p>なお、退職金については、国の官民交流法の仕組みによる場合も社内規則等の変更をするなどの工夫をしていただくこととなり、官民交流の効果的な実現には官民双方の工夫と協力が必要となるものである。</p> <p>③について</p> <p>人事委員会は、中立的かつ専門的な人事機関として、任命権者の任命権の行使をチェックする機能を有するものであり、その権限は地方公務員法第8条第1項に列挙されている。ご提案は、人事交流に関して人事委員会が関与する範囲について、条例等で定めることとするとのことであるが、どういう状況を想定されているか不明であるため、検討は困難。</p> <p>なお、任期付任用の活用及び研修派遣を活用する場合には、人事委員会の関与について、特段問題が生じる場面があるとは想定していないところ。</p>		D		

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

提案主体からの意見

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

D

「措置の内容」の見直し

I

○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420150	プロジェクト名	豊田市次世代街づくりプロジェクト	
要望事項 (事項名)	特定の回路を用いた場合の無線デバイスの技術基準適合証明・認証の必要性の緩和		都道府県	愛知県
提案主体名	提案事項管理番号 1052090			
名古屋大学				

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	電波法第4条 電波法第38条の6 電波法第38条の7第3項
制度の現状	<p>技術基準適合証明等を受けた旨表示された無線設備(適合表示無線設備)のみを使用する無線局については、免許不要等の措置を受けることができる。</p> <p>技術基準適合証明の事業を行う者は、無線設備が技術基準に適合していると認めるときに限り証明を行う。</p> <p>適合表示無線設備の変更の工事をしたものは、表示を除去しなければならず、表示が無ければ適合表示無線設備の特例措置を受けることができない。</p>

求める措置の具体的な内容
特定の回路やチップを用いた場合の実証実験の際には、認証不要で無線デバイスを利用可能とすることを求める。
具体的な事業の実施内容・提案理由
2.4GHz等のISMバンドを利用する小電力無線デバイスを構築する際には、現在は、技術基準適合証明・認証が必要となる。実証実験を繰り返す際にはセンサデバイスを再構築するたびに認証が必要となりコストが大きい。 無線回路は通常標準的な構成で利用しているため、毎回の検査は不要である。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	一
既に無線モジュールについての認証取得が可能となっており、既に認証を取得した無線モジュールを組み込んだ機器については、再度認証を取得する必要はありません。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	一

○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420160	プロジェクト名	エコポイント宝くじ
要望事項 (事項名)	エコポイント宝くじ	都道府県	福井県
提案主体名	株市姫商事、福井県商工会議所		

制度の所管・関係府省庁	総務省
	法務省
	経済産業省
	国土交通省
	環境省
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・刑法(第 185 条、第 187 条) ・不当景品類及び不当表示防止法 ・信託法 ・当せん金付証票法
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・富くじの発売、富くじ発売の取次ぎ、富くじの授受の禁止 ・経済の現状に即応して、当分の間、当せん金付証票の発売により、浮動購買力を吸収し、もつて地方財政資金の調達に資することを目的とする。

求める措置の具体的な内容
第16次経済改革特区に株市姫商事が取得済みのビジネス特許のスキームによって立案提出したビジネスモデルプランに対して関係4省の回答はすべて立法化以外に道無しとの回答であった。ゆえに各省の意向に沿うためにも立法化を図り、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進されたい。
具体的な事業の実施内容・提案理由
<p>①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止める</p> <p>CO2ー25%削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、協議実行する基本となるものである。</p> <p>②エコポイントの集約化は経済活性化の活路となる</p> <p>近代産業が急速に集約化する中において、ポイント&マイレージ部分については集約化が進んでいない。最大の原因是発注主体企業等がなるべく権利行使しない期限付きで失権する事に外ならない。現況の経済界においては新しい形態のイノベーションの実施こそ事業発展のキーポイントとも言われている。財源なき政府経済施策においては、現在又は将来において1000ポイント単位のクーポン又はネット上において決済等を通じて経済流通上にポイントを企業通貨として利用すれば、昨年より発行のグリーン家電エコポイント・エコカー補助金・住宅関連エコポイント等の合計は約 9000 億、専門業者の説によれば約4倍の 3 兆 6000 億の経済波及効果ありと断じられている。</p> <p>③現在政府が求めているものは、内需拡大の施策である</p> <p>現在実行中の予算の中のポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分かりやすく、新たな形態の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコ協賛ポイントを発行する様になると考えられる。いずれにしても、国民に対して、夢と希望とロマンを与え、感動・感激・スリルが口コミで広がり、国民の中へファンション的な経済思想を植えつけることが最大のテーマであると思う。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
エコポイントの交換商品としては、環境配慮製品などを対象としているところである。地球温暖化防止や経済活性化という本提案の目的に照らせば、環境配慮製品それ自体を交換商品とすれば足りるところであり、いたずらに射幸心を煽るもので交換商品とするための特別立法に特段の必要性は認められないと考える。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請

再々検討要請	
提案主体からの再意見	

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420170	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	ドクターカー業務における消防無線基地局間通信		
提案主体名	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	電波法施行規則第3条第1項第1号、同項第5号、第4条第1項第1号及び同項第6号
制度の現状	<p>互いの混信を排除しつつ周波数を管理するための国際的なルールとして、いずれの周波数帯についても、移動、固定、放送等といった無線通信の業務の形態が定められている。これら業務の形態に応じて、無線局についても、固定地点間での無線通信を行うための固定局、移動地点と固定地点間の無線通信を行うための陸上移動局及び基地局等の区別がなされているところである。</p> <p>このうち基地局は、移動の業務に供する無線局であって、陸上移動局等との間で無線通信を行うものである。基地局相互間で無線通信を行う場合には、固定地点間の通信となることから、固定の業務に供する無線局としての免許を受けることを求めている。</p>

求める措置の具体的な内容
病院内の消防無線基地局と周辺消防本部の消防無線基地局との間で、ドクターカー出動の案件に関する通信ができるようになる。
具体的な事業の実施内容・提案理由

岐阜県立多治見病院救命救急センターでは、平成20年道路交通法施行令の改正に伴って可能となった新型ドクターカーを周辺消防本部との協働活動として運用している。当院が昨年度行った特区提案をきっかけに、今春、多治見市が病院内に消防無線基地局が開局した。当院では同基地局を利用し、現場に出動したドクターカーや各消防の救急隊、救助隊、指揮隊などへ病院から医学的アドバイスを一斉送信して、有機的な医療活動を医療・消防が一体となって活動できるようになった。

しかし、この通信体系の中で病院内基地局と各消防本部基地局との直接通信については、基地局間通信にあたり法律上禁止されている。このため、業務に関する医療資源及び消防資源の情報を現場と病院及び各消防本部との間で無線による意志交換を行うことができない。

一部地域では、基地局と固定局の二重免許を得ることで消防本部基地局間の通信を解決しているようであるが、二重免許を取得することは関係する各消防本部すべてに新たな経済的負担(公費負担)を過重にかけることになる。

本来、ドクターカー活動において消防無線のドクターカー移動局や病院基地局の使用が認められたことは、医療と消防が協働して救命活動を行うことを意図したものと解釈しており、この目的のために関係する基地局間の通信を認めていただきたい。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
病院内基地局によらずとも、病院内に消防用陸上移動局を配置することで、関係する消防本部との間での通信が可能となります。この際には、各消防本部全てに新たな経済的負担が過重に課されることはありません。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの意見

ドクターカーの出場現場は、多治見市外地域に及びます。複数の消防本部が関係する事案も多いのが現状です。

さて、総務省の提案に対する回答ですが、消防用陸上移動局では出力が弱く、固定アンテナが設置できないため、通信範囲が市内に限定され、市外周辺の消防本部とは通信できません。

ドクターカー事案の現場に向かう消防隊・救急隊の編成や医療体制の構築については関係する各消防本部が行いますが、そのために必要な情報を病院から各消防本部へ提供するための通信手段として基地局間通信を希望します。

これにより、関係する消防本部へ確実に情報を伝達でき、現場のドクターカーや消防隊等も含め、同時に情報を共有することができます。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

D

「措置の内容」の見直し

—

当該の陸上移動局については、必要に応じてより高い送信出力とすることが可能です。

また、ご要望について、どのような無線局免許が最も適切であるかは、個別の事情により異なるものと考えられますので、詳細については管轄の総合通信局にご相談くださいますようお願いいたします。

○再々検討要請

再々検討要請

右提案者からの意見及び補足資料の内容を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

現在病院が使用する陸上移動局の出力は10Wで、隣接消防本部のほとんどの基地局も10Wです。

仮に陸上移動局の送信出力を25Wへ増力して、隣接の基地局に信号が届いたとしても、基地局からの信号は受信できず、通信が成立しなくなるものと危惧します。また高出力無線機の病院内使用による医療機器へ悪影響が懸念されます。

当院が提案する基地局間通信とは、病院と消防本部間だけでなく、病院を含めドクターカー業務に関わる全ての消防本部同事も互いに通信できるものです。

これにより、業務に関わる医療と消防の全ての組織・現場活動員が情報を同時に共有でき、患者救命という一点の目的のため、極めて機能的な対応が取れるのです。

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420180	プロジェクト名	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェクト	
要望事項 (事項名)	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向けた評価指標の確立		都道府県	北海道
提案主体名	岩見沢市、(株)はまなすインフォメーション、(株)トリエス、(株)オラクル、ネットワンシステムズ(株)、新日鉄ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセンチュア、(株)創建社、(社)北海道地域総合研究所、NPOはまなす活性化推進機構			

制度の所管・関係府省庁	総務省 経済産業省
該当法令等	
制度の現状	

求める措置の具体的な内容
情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、評価指標の確立を求める。
具体的な事業の実施内容・提案理由
当該プロジェクトでは、気候面でデータセンター設置に適し、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する岩見沢市において、日本産業の国際競争力強化を主題にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。 【プロジェクト内容】 ○データセンターに係る環境評価基準の明確化 ・環境配慮型データセンターとしての評価基準の明確化 データセンターの環境評価は、対象範囲(建物、設備、構成機器等)や手法(機能、ライフサイクル等々)、タイミング(最大負荷値、通年平均)など評価条件が統一されず、環境優位性比較が困難であり、電力効率(DPPE)など共通評価指標策定に関する措置を願いたい。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	一	措置の内容	一
総務省は、電気通信事業者団体等5団体によって構成される「ICT分野におけるエコロジーガイドライン協議会」の取組を支援しています。同協議会が策定した「ICT分野におけるエコロジーガイドライン」では、データセンターの省エネルギーに関するデータ(測定条件等を明確にしたPUE等)を測定し、公表を進めることとしています。				
現在、経済産業省においてデータセンターの新たなエネルギー効率指標について検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しを促すなどの対応を行ってまいります。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

提案主体からの意見

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

—

「措置の内容」の見直し

—

○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420190	プロジェクト名	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェクト	
要望事項 (事項名)	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向けた官民協働など利用促進措置		都道府県	北海道
提案主体名	岩見沢市、(株)はまなすインフォメーション、(株)トリエス、(株)オラクル、ネットワンシステムズ(株)、新日鉄ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセンチュア、(株)創建社、(社)北海道地域総合研究所、NPOはまなす活性化推進機構			

制度の所管・関係府省庁	総務省 経済産業省
該当法令等	「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月1日 各府省情報化統括責任者連絡会議決定)
制度の現状	「情報システムに係る政府調達の基本指針」は、各府省における情報システム調達について統一的なルールを定め、調達における透明性や競争性の確保を図るものである。

求める措置の具体的な内容
情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、官民協働など利用促進に向けた措置を求める。
具体的な事業の実施内容・提案理由
当該プロジェクトでは、気候面でデータセンター設置に適し、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する岩見沢市において、日本産業の国際競争力強化を主題にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。
【プロジェクト内容】 ○データセンターの利用促進に向けた取り組み ・官民協働利用など利用促進に向けた取り組み 「情報システムに係る政府調達の基本方針(政府調達ガイドライン)」等において、データセンター(ハード)とシステム(ソフト)の分離分割調達に関しデータセンター利用等が不明確であり、また、一括調達が多いことからデータセンターに関する環境配慮が困難な状況にある。このため、データセンター利用に配慮した分割調達の推進や環境評価基準に基づくデータセンター利用等を促進するため、統一的なガイドラインの策定を求める。 また、官民協働利用促進のため、行政(土木・建築等)、医療、教育等公益性の高いサービスに関するシステムの標準化を求める。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	一
「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月1日 各府省情報化統括責任者連絡会議決定)は、各府省における情報システム調達について統一的なルールを定め、調達における透明性や競争性の確保を図るもの。一方、本要望は、国内産業の国際競争力強化等の為、自治体が策定する施策に関するものであり、同指針の策定目的と合致するものではない。				

なお、データセンター利用促進に関しては、環境評価基準等の必要な環境を整備していく予定。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

提案主体からの意見

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

—

○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見

04 総務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420200	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	救急救命士による間接声門視認型硬性喉頭鏡(AWS)の使用	都道府県	北海道、東京都、長野県、岐阜県、兵庫県、岡山県、香川県、大分県
提案主体名	日本遠隔医療学会救急医療分科会、個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条
制度の現状	救急救命士による間接声門視認型硬性喉頭鏡(AWS)の使用の是非については、制度を所管する厚労省において判断されるもの。

求める措置の具体的内容
21世紀、間接声門視認型硬性喉頭鏡(AWS)が日本でも開発され、研修医や救急救命士など短期間に習熟でき成功率も高い。しかし、救急救命士法では、間接視野で使用する AWS は許可されない。複数の地域で、大学病院・救命救急センターとの連携を図り、十分な病院実習を救急救命士に行い、画像伝送装置を救急車に導入し気管挿管を医師が後方支援する体制を整え処置の安全性を担保した上で、特区対応で許可をいただき、救急現場で救急救命士が間接声門視認型硬性喉頭鏡を使用することの是非を検討するためのエビデンス集積をする。
具体的事業の実施内容・提案理由
21世紀に入り、エアウェイスコープ®(以下 AWS と略す: HOYA: 旧 PENTAX 社製)や、エアトラック®(プリズム式:スペイン製)等の新しい気管挿管用具(間接声門視認型硬性喉頭鏡)が開発され臨床使用されている。日本麻酔科学会・臨床麻酔学会・日本救急医学会・蘇生学会などの関係学会ではここ数年、これらが、研修医や救急救命士などの実習結果にて、従来型の直視するマッキントッシュ型喉頭鏡と比べ短期間で習熟でき成功率が高い(失敗例が少ない)という報告が多数なされてきている。しかし、現在の救急救命士法の「マッキントッシュ型喉頭鏡を使用した、直視下で容易に声門が確認できる症例に限る」という文脈を素直に解釈すると、間接視野で使用する AWS は救急救命士には許可されない事となる。複数の地域で、大学病院・救命救急センターなどの連携を図り、十分な病院実習を救急救命士に行うと共に、画像伝送装置を救急車などに導入し、気管挿管の動画像を見た医師が後方支援する体制を整え、処置の安全性を担保した上で特区対応で許可をいただき、実際の救急現場で救急救命士が間接声門視認型硬性喉頭鏡を使用することの是非を検討するための症例・データ集積をする。望むべくは、救命処置でありながら現状では心肺停止状態になるまで許可されないというおかしな、残念ながら諸外国と比べても後発と言わざるを得ない日本国内での「救急救命士の気管挿管」が、より安全に実施できる体制を確保することにより、近い将来に十分な国民の理解を得て拡充され、気管支喘息重責発作など心停止になる前に助けるべき患者において、命の連鎖が繋がる事を期待している。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	一	措置の内容	一
救急救命士による間接声門視認型硬性喉頭鏡(AWS)の使用の是非については、救急救命士法を所管する厚生労働省において判断されるものであるが、現行法令においてもメディカルコントロール体制の整備を行った上で実施することは可能であると認識している。				

なお、平成 22 年度に、救急救命士による AWS を用いた気管挿管についての医学的安全性、有効性等に関する検証事業を行い、当該検証事業の結果を踏まえ、AWS の使用が認められる具体的な実施体制について検討を行う予定である。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの意見

救急救命士の中には救急医療機関に所属し、病院所有の救急自動車で患者搬送に従事するケースもあります。搬送時の患者状態急変により、救急車内で処置が必要になる場合も十分考えられ、医師の同乗がない場合など、動画伝送などで、当該施設のMC医師のサポートの下、安全に気管挿管ができる体制が得られる場合には、地域MCのプロトコールによるものではなく、当該医療機関の医師の具体的な指示のもとでのチューブ誘導機能を有する間接声門視認型鋼製喉頭鏡の使用が現行法下でも可能との解釈でよろしいでしょうか？

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

—

「措置の内容」の見直し

—

本件については、厚生労働省において回答されるものである。

○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見